

# 障害者 I T 支援事業仕様書

## 1 目的

本事業は、視覚障害者等の情報バリアフリー化の推進に寄与するため、I T サービスの拠点としての「障害者 I T サポートセンター」を設置、運営するとともに、パソコン、スマートフォン、タブレット等情報通信機器（以下「情報通信機器」という）の利用促進のための講座を開催し、総合的な I T 支援を行うことを目的とする。

## 2 事業内容

### (1) 障害者 I T サポートセンターの設置・運営

ア I T サービス提供拠点として、障害者 I T サポートセンターを設置する。

イ 障害者 I T サポートセンターでは、次の業務を行うものとする。

(ア) 情報通信機器の利用方法の説明及び支援機器の提案・相談

(イ) インターネットによる機器情報提供

(ウ) 情報通信機器による在宅就労等の相談

(エ) インターネットによる雇用事例の紹介・相談等

### (2) 情報通信機器の利用促進のための講座の開催

ア 講座の種類

視覚障害者等を対象に、情報通信機器の利用促進のための講座を開催する。

(ア) 情報通信機器の初歩的な操作方法（情報通信機器等の起動、文字の入力、メールの送受信、インターネットの使用法等）

(イ) 基本的な操作方法（ワープロソフト、表計算ソフト、アプリケーションの使用法等）

イ 講座時間数等

個々の障害特性に合わせた指導ができるよう 1 講座の定員は 8 名以内、1 講座の時間数は 1 6 時間とし、委託期間中に 3 3 講座以上を開催する。

ウ 開催場所

視覚障害者等が参加しやすいように鉄道駅に近接した場所で開催する。

出張により年間 3 講座程度は拠点以外でも開催する。

また、段差のない会場とし、会場までの誘導を行うなど、障害者の安全が確保で

きるよう障害特性に応じた配慮をすること。

エ 講師等

視覚障害者等に対する情報通信機器の指導に精通した者を講師として配置する。

また、補助員等を配置し、利用者に配慮した講座が行えるようにする。

3 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。